

地方公共団体における退職管理に関する取組状況の調査結果概要 (令和7年4月1日時点)

1 制度概要 (地方公務員法)

- **元職員による働きかけの禁止 (第38条の2)**
営利企業等に再就職した元職員に対し、離職前の職務に関して、現職職員への働きかけを禁止
- **違反行為の疑いに係る任命権者の報告 (第38条の3)**
任命権者は、違反行為の疑いを把握したとき、人事委員会又は公平委員会に報告しなければならない。
- **退職管理の適正を確保するための措置 (第38条の6第1項)**
地方公共団体は、国家公務員法の退職管理に関する規定の趣旨及び当該地方公共団体の職員の離職後の就職の状況を勘案し、退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置を講ずるものとする。
【国家公務員法の退職管理に関する規定】
再就職あっせんの規制、現職職員の求職活動の規制、再就職状況の公表 等
- **再就職情報の届出 (第38条の6第2項)**
条例により、再就職した元職員に再就職情報の届け出をさせることができるものとする。

2 調査の概要

- 都道府県、指定都市、市区町村の首長部局における退職管理に関する取組状況を調査したもの。
- 調査時点：令和7年4月1日時点
(「元職員による働きかけの規制違反に係る件数」のみ令和5年度及び令和6年度実績)
- 調査団体：都道府県 (47団体)、指定都市 (20団体)、市区町村 (1,721団体)

3 主な結果

(1) 元職員による働きかけの規制違反 (地方公務員法第38条の3に基づく報告) (単位：件数)

	令和5年度	令和6年度
都道府県	0	0
指定都市	0	0
市区町村	0	0

(2) 再就職情報の届出制度等 (再就職情報の届出制度等の有無) (単位：団体)

	届出制度等あり	届出制度等なし
都道府県	47 (100.0%)	0 (0.0%)
指定都市	20 (100.0%)	0 (0.0%)
市区町村	857 (49.8%)	864 (50.2%)

(3) 再就職状況の公表 (再就職状況の公表の有無) (単位：団体)

	公表している	公表していない
都道府県	47 (100.0%)	0 (0.0%)
指定都市	20 (100.0%)	0 (0.0%)
市区町村	482 (28.0%)	1,239 (72.0%)

(4) 再就職あっせんの制限等※1 (再就職あっせんの制限等の有無) (単位：団体)

	制限等あり	制限等なし
都道府県	16 (34.0%)	31 (66.0%)
指定都市	10 (50.0%)	10 (50.0%)
市区町村	86 (5.0%)	1,635 (95.0%)

※1：「再就職あっせんの制限等」には、条例等に基づく制限以外の方法で再就職あっせんに自粛要請しているものを含む。

(5) 在職中の求職活動の制限等※2 (在職中の求職活動の制限等の有無) (単位：団体)

	制限等あり	制限等なし
都道府県	15 (31.9%)	32 (68.1%)
指定都市	4 (20.0%)	16 (80.0%)
市区町村	59 (3.4%)	1,662 (96.6%)

※2：「在職中の求職活動の制限等」には、条例等に基づく制限以外の方法で在職中の求職活動を自粛要請しているものを含む。

地方公共団体における退職管理に関する取組状況の調査結果 (令和7年4月1日時点)

○ 調査の概要

都道府県、指定都市及び市区町村の首長部局における職員の退職管理に関する取組状況について、下記1～7までの事項を調査したものを。

- 1 元職員による働きかけの規制違反
- 2 再就職情報の届出制度等
- 3 再就職状況の公表
- 4 再就職あっせんの制限等
- 5 在職中の求職活動の制限等
- 6 再就職者による依頼等の規制に係る条例等の整備状況
- 7 その他の取組

○ 調査時点

令和7年4月1日時点 ※「1元職員による働きかけの規制違反」のみ令和5年度及び令和6年度実績

○ 調査団体数

都道府県（47団体）、指定都市（20団体）、市区町村（1,721団体）

○ その他

調査結果中の団体数における「県」、「指」、「市」の表記は、それぞれ都道府県、指定都市、市区町村を指す。

1 元職員による働きかけの規制違反

（1）元職員による働きかけの規制違反の疑いに係る任命権者からの人事委員会等に対する報告の件数（地方公務員法第三十八条の三に基づく報告）（単位：件数）

	令和5年度	令和6年度
都道府県	0	0
指定都市	0	0
市区町村	0	0

(2) 元職員による働きかけの規制違反の疑いがあり、任命権者による調査に至った件数（地方公務員法第三十八条の四第一項に規定されている調査）（単位：件数）

	令和5年度	令和6年度
都道府県	0	0
指定都市	0	0
市区町村	0	0

(3) (2)のうち、元職員による働きかけの規制違反が発覚した件数（単位：件数）

	令和5年度	令和6年度
都道府県	0	0
指定都市	0	0
市区町村	0	0

2 再就職情報の届出制度等

(1) 再就職情報の届出制度等の有無（単位：団体）

		届出制度等あり		届出制度等 なし
		条例	要綱・要領等	
都道府県	47	44	3	0
指定都市	20	19	1	0
市区町村	857	720	137	864

(2) 届出制度等の対象者の範囲（複数回答）（単位：団体）

すべての元職員	73 (県：6 指：0 市：67)
特定の地位（管理職等）以上に就いていた元職員	842 (県：41 指：20 市：781)
一定以上の勤務年数がある元職員	14 (県：2 指：1 市：11)
その他	8 (県：0 指：0 市：8)

(3) 届出制度等の対象期間（単位：団体）

離職後1年間	9 (県：0 指：0 市：9)
離職後2年間	803 (県：45 指：19 市：739)
離職後3年間	3 (県：0 指：0 市：3)
離職後4年間	1 (県：0 指：0 市：1)
離職後5年間	78 (県：2 指：1 市：75)
離職後5年超	30 (県：0 指：0 市：30)

(4) 届出制度等の対象となる再就職先の属性 (複数回答)

(単位: 団体)

営利企業※1 又は営利企業等※2	871 (県: 47 指: 20 市: 804)
利害関係企業等※3	43 (県: 0 指: 0 市: 43)
その他	17 (県: 0 指: 1 市: 16)

※1 「営利企業」とは、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 38 条に規定する「営利企業」を指す）をいう。以下同じ。

※2 「営利企業等」とは、地方公務員法第 38 条の 2 第 1 項に記載のある営利企業及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人及び特定地方独立行政法人を除く。）をいう。以下同じ。

※3 「利害関係企業等」とは、職員の職務との間に以下のような関係にある営利企業等をいう。以下同じ。

- ・許認可等を受けて事業を行い、又は許認可等の申請を行おうとしているもの
- ・補助金等の交付を受けて交付対象事業を行い、又は補助金等の交付の申請を行おうとしているもの
- ・立入検査、監査若しくは監察を受け、又は受けようとしているもの
- ・不利益処分をする場合の名あて人となるべきもの
- ・法令の規定に基づく行政指導を現に受けているもの
- ・契約を締結し、又は契約の申込みをしようとしているもの
- ・犯罪の捜査又は公訴の提起を受けている、又は刑の執行を受けようとしているもの

3 再就職状況の公表

(1) 再就職状況の公表の有無

(単位：団体)

		公表している			公表 していない
		条例又は規則	要綱・要領等	その他※	
都道府県	47	10	35	2	0
指定都市	20	14	6	0	0
市区町村	482	328	45	109	1,239

※「その他」とは、条例、規則又は要綱・要領等に基づく公表以外の方法（組織の方針等）で再就職状況を公表しているものをいう。

(2) 公表している対象者の範囲（複数回答）

(単位：団体)

すべての元職員	19 (県：0 指：0 市：19)
特定の地位（管理職等）以上に就いていた元職員	516 (県：43 指：20 市：453)
その他	24 (県：11 指：1 市：12)

(3) 公表の方法（複数回答）

(単位：団体)

ホームページに掲載	489 (県：45 指：20 市：424)
記者発表（報道機関への情報提供を含む）	47 (県：28 指：7 市：12)
広報誌など紙媒体への掲載	128 (県：0 指：0 市：128)
特定場所での閲覧	89 (県：4 指：7 市：78)
議会への報告	16 (県：4 指：3 市：9)
その他	31 (県：3 指：1 市：27)

(4) 公表事項（複数回答）

(単位：団体)

氏名	275 (県：46 指：20 市：209)
離職時の年齢	65 (県：5 指：1 市：59)
離職時の所属・職名	328 (県：47 指：20 市：261)
離職日	315 (県：45 指：18 市：252)
再就職（予定）日	303 (県：45 指：17 市：241)
再就職先の名称	342 (県：47 指：20 市：275)
再就職先における業務内容	93 (県：6 指：4 市：83)
再就職先における地位	305 (県：46 指：20 市：239)
人材バンク等による就職の援助の有無	11 (県：10 指：1 市：0)
その他	221 (県：13 指：4 市：204)

4 再就職あっせんの制限等

(1) 再就職あっせんの制限等の有無

(単位：団体)

		制限等あり			制限等なし
		条例又は規則	要綱・要領等	その他※	
都道府県	16	3	12	1	31
指定都市	10	1	6	3	10
市区町村	86	38	32	16	1,635

※ 「その他」とは、条例、規則又は要綱・要領等に基づくあっせんの制限等以外の方法（組織の方針等）であっせんを自粛しているものをいう。

(2) 再就職あっせんの制限等の具体的内容（複数回答）

(単位：団体)

再就職希望者の情報を提供すること	62 (県：15 指：7 市：40)
求人情報の提供を依頼すること	47 (県：14 指：5 市：28)
再就職希望者を営利企業等の地位に就かせるように要求・依頼すること	92 (県：15 指：8 市：69)
その他	4 (県：0 指：1 市：3)

5 在職中の求職活動の制限等

(1) 在職中の求職活動の制限等の有無

(単位：団体)

		制限等あり			制限等なし
		条例又は規則	要綱・要領等	その他※	
都道府県	15	4	11	0	32
指定都市	4	0	4	0	16
市区町村	59	20	23	16	1,662

※ 「その他」とは、条例、規則又は要綱・要領等に基づく在職中の求職活動の制限等以外の方法（職員に対し、口頭で利害関係企業等への求職活動を行わないよう要請している等）で在職中の求職活動を自粛要請しているものをいう。

(2) 在職中の求職活動の制限等の対象となる職員の範囲（複数回答）

(単位：団体)

すべての職員	43 (県：6 指：2 市：35)
課長補佐相当職以上に就いている職員	10 (県：5 指：0 市：5)
管理職以上に就いている職員	20 (県：4 指：1 市：15)
その他	5 (県：0 指：1 市：4)

(3) 在職中の求職活動制限等の具体的内容（複数回答）

(単位：団体)

自己に関する情報を提供すること	38 (県：13 指：2 市：23)
求人情報の提供を依頼すること	35 (県：13 指：1 市：21)
制限の対象となる再就職先の地位に就くことを要求・約束すること	73 (県：15 指：4 市：54)

(4) 在職中の求職活動の制限等の対象となる再就職先の属性（複数回答）

(単位：団体)

利害関係企業等	70 (県：14 指：2 市：54)
その他	9 (県：1 指：2 市：6)

6 再就職者による依頼等の規制に係る条例等の整備状況

(1) 部課長級相当職に就いていた再就職者に対する規制（条例例第2条）（単位：団体）

	条例を制定している	条例を制定していない
都道府県	47	0
指定都市	19	1
市区町村	668	1,053

(2) 人事委員会規則（（3）以外）（規則例第13条を除く）（単位：団体）

	規則を制定している	規則を制定していない
都道府県	47	0
指定都市	20	0
市区町村	1,688	33

(3) 人事委員会規則（規則例第13条）（単位：団体）

	規則を制定している	規則を制定していない
都道府県	47	0
指定都市	20	0
市区町村	1,693	28

7 その他の取組

(1) 再就職の制限等※の有無 (単位：団体)

	制限等あり	制限等なし
都道府県	12	35
指定都市	7	13
市区町村	67	1,654

※「再就職の制限等」には、条例等に基づく制限以外の方法で再就職を自粛要請しているものを含む。

(2) 再就職先※への要請① (再就職先における報酬額を適切な額とするよう要請) (単位：団体)

	要請あり	要請なし
都道府県	33	14
指定都市	9	11
市区町村	60	1,661

※再就職先の属性は、主に第3セクター等(注)となっている。

(注)「第3セクター等」とは、地方公共団体が出資又は出えんを行っている法人及び地方公社、並びに地方公共団体が損失補償等の財政援助を行っている法人その他地方公共団体がその経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人をいう。以下同じ。

(3) 再就職先※への要請② (再就職先における退職金を不支給とするよう要請) (単位：団体)

	要請あり	要請なし
都道府県	43	4
指定都市	11	9
市区町村	43	1,678

※再就職先の属性は、主に第3セクター等となっている。

(4) 再就職先※への要請③ (再就職先における在籍期間を一定(65歳まで等)とするよう要請)

(単位：団体)

	要請あり	要請なし
都道府県	27	20
指定都市	9	11
市区町村	47	1,674

※再就職先の属性は、主に第3セクター等となっている。